

令和 7 年度 寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金

子育て世代の方や、市外から定住する方の住宅支援を行います。

◇補助タイプ一覧 (いずれか1つが対象となります。)

区 分		住宅新築・ 建売購入	中古住宅 購 入	既 存 住 宅 リフォーム等工事
子育て世代 (定住者) 支援タイプ (中学3年生以下の 子ども又は妊婦がい る世帯)	市内在住	50万円	購入費の1/2 (上限50万円)	/
	県内から定住	100万円	購入費または工事費の1/2 (上限50万円)	
	県外から定住	200万円	購入費または工事費の1/2 (上限150万円)	
	加算	第2子以降1人につき10万円 (中学3年生以下の子ども(妊婦含む)が2人以上の世帯)		
定住者 支援タイプ	県内から定住	50万円	購入費または工事費の1/2 (上限50万円)	
	県外から定住	100万円	購入費または工事費の1/2 (上限100万円)	

◇対象要件

- 交付決定後に、市内に住宅を新築、建売住宅又は中古住宅を購入する方
及び市内へ定住するため実家等のリフォーム等工事をする方。
- 令和8年3月31日まで完了報告書の提出ができること。
- 交付要綱に定める補助対象者及び補助対象条件に該当すること。

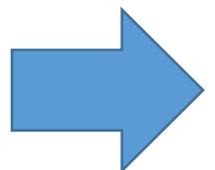
<ご注意> 必ずお読みください

- ※交付決定前に契約、着工、引渡し、転居などを行った場合は補助の対象となりません。
- ※交付決定前に費用(前金、着手金など)の支払いをした場合は補助の対象となりません。
- ※交付決定後に補助金の額、補助対象経費、施工業者、申請場所のいずれかに変更が生じる場合は、変更申請が必要となります。
- ※令和8年3月31日までに完了報告書に係る全ての書類を提出する必要があります。期日を過ぎた場合はいかなる理由でも取下げとなります。

◇補助タイプの区分 住所を有する期間により補助タイプが変わります。

連続して住所を有する期間	基準日：R6.4.1	区分
市内	↓	市内在住
1年以上県内		県内から定住
1年以上県内	市内に転入	県内から定住
1年以上県外		県外から定住
1年以上県外	市内及び県内に転入	県外から定住
1年以上県外	1年未満県内	県外から定住
	市内に転入	県外から定住

裏面に
続きます



○添付書類

【交付申請書提出時】

- ・ 交付申請書 ・ 位置図 ・ 平面図等 ・ アンケート
- ・ 建築工事見積書の写し、建売・中古住宅売買見積書の写し
- ・ 写真 住宅新築：着工前2方向
建売及び中古住宅購入：玄関が写る近景及び遠景
リフォーム等工事：リフォームする個所全部
- ・ 居住予定者の住民票謄本(世帯主・続柄記載のもの)
- ・ 納税証明書(契約予定者全員)
4～6月申請分は令和5年度、7～3月申請分は令和6年度
- ・ リフォーム等工事の場合は、工事基準点算出表
- ・ リフォーム等工事で県産木材使用の場合は、県産木材使用量計算書(計画数量)
- ・ (妊婦の方がいる場合) 母子健康手帳を窓口で確認します

【工事完了報告時】

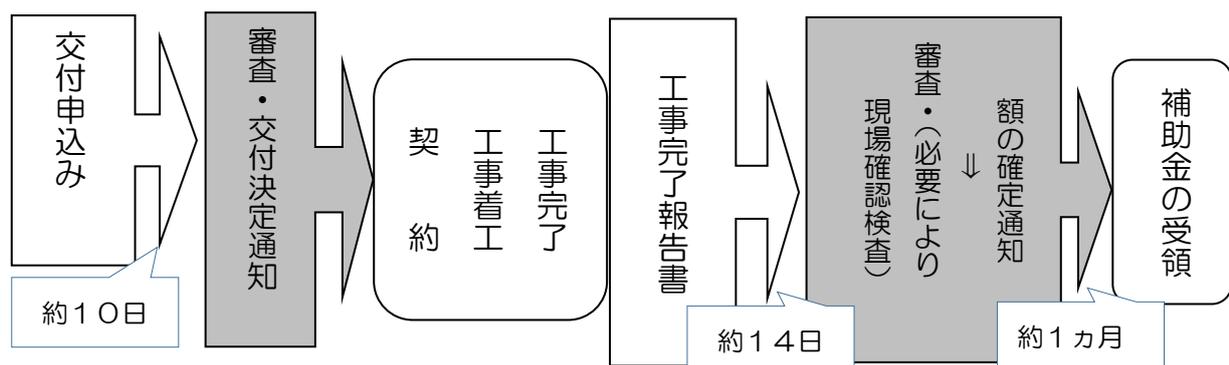
(新築・建売・中古住宅購入)

- ・ 完了報告書 ・ 引渡確認書 ・ 居住者の住民票謄本(世帯主・続柄記載のもの)
- ・ 完成住宅全景写真(玄関が写る近景及び遠景) ・ 検査済証の写し
- ・ 建築工事請負契約書の写し、建売・中古住宅売買契約書の写し
- ・ 振込依頼書等で契約相手等への支払いを証するものの写し
- ・ 通帳の写し(口座情報が記載されている部分)

(既存住宅リフォーム等工事)

- ・ 完了報告書 ・ 領収書の写し ・ 完成写真(工事中及び工事完了後)
- ・ 建築工事請負契約書の写し
- ・ 振込依頼書等で契約相手等への支払いを証するものの写し
- ・ リフォーム等工事で県産木材使用の場合は、県産木材使用量計算書(実績数量)
- ・ 通帳の写し(口座情報が記載されている部分)

○手続きの流れ<白：申請者 網掛け：市>



○申込み・問い合わせ

寒河江市建設管理課 建築住宅係 ☎0237-85-1627